

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東税務局長

【提出日】 2024年 5 月27日

【会社名】 株式会社 E T S ホールディングス

【英訳名】 ETS Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤 慎章

【本店の所在の場所】 東京都豊島区南池袋一丁目10番13号

【電話番号】 03(5957)7661 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 早川 潔

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区南池袋一丁目10番13号

【電話番号】 03(5957)7661 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 早川 潔

【縦覧に供する場所】 株式会社 E T S ホールディングス 電力事業本部東北支社
(宮城県仙台市青葉区中央三丁目10番19号)

株式会社 E T S ホールディングス 電力事業本部中部送電事業部
(愛知県名古屋市北区清水五丁目 5 番 3 号)

株式会社 E T S ホールディングス インフラ・ソリューション事業本部
(大阪府大阪府中央区東高麗橋 1 番12号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、2024年5月24日開催の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年5月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 単独株式移転による完全親会社設立の件

イ 株式移転計画（当社の単独株式移転による、純粹持株会社である「株式会社 E T S グループ」を設立すること）の承認をするものであります。

□ 効力発生日
2024年10月1日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 定款の変更内容

定款第12条を削除するとともに、この変更に伴い、現行定款第13条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

□ 効力発生日
2024年9月30日

但し、第1号議案が承認されること、並びに2024年9月30日の前日までに本株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件といたします。

第3号議案 資本金の額の減少（減資）の件

イ 減少すべき資本金の額

2024年2月27日現在の資本金の額989,669,536円のうち、509,669,536円を減少させ、480,000,000円といたします。

□ 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額509,669,536円的全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

ハ 効力発生日
2024年9月30日

但し、第1号議案が承認されること、並びに2024年9月30日の前日までに本株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件といたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 単独株式移転による完全親会社設立の件	47,157	702	18	（注）	可決 98.26
第2号議案 定款一部変更の件	47,187	673	17	（注）	可決 98.32
第3号議案 資本金の額の減少（減資）の件	47,105	747	25	（注）	可決 98.15

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上